平成２５年（フ）第１５４号
兵庫県伊丹市中央３丁目２番13―302号、前住所兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１桜台ハイツ１―112号
債務者　野村　江美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
兵庫県尼崎市立花町２丁目２番２号　エメラルド立花北203号
債務者　丸山　祐司
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７８号
福岡県飯塚市相田398番地１　西の原ハイツ103号
債務者　内村　仁哉
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３５４号
北九州市八幡西区熊手１丁目２番26―501号
債務者　松永加代子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６９号
北九州市戸畑区夜宮３丁目６番５―302号
債務者　野口久美子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５号
佐賀県武雄市東川登町大字袴野12457番地
債務者　橋口　将大
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市大坪町甲340番地
債務者　前川　博司
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６４号
福島県須賀川市緑町109番地ニューグリーンハイツ102号
債務者　伊藤　春美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西58番地の４うねめ荘２―１号
債務者　森合　　愛（旧姓安斉）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
京都府京丹後市網野町浅茂川1861番地の32
債務者　井上　晴彦
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第７３６６号
東京都江東区亀戸４丁目18―２―906
債務者　新杦　孝太
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３６７号
東京都大田区西蒲田７丁目22―２―703
債務者　矢部　岳彦
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７４号
千葉県流山市加２丁目20―１―102
債務者　伊藤　朋子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３８０号
千葉県市川市北方２丁目25―７
債務者　飯塚　克敏
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０１号
東京都江戸川区北小岩８丁目６―７
債務者　久高　謙治
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０２号
東京都清瀬市松山３丁目18―32
債務者　村松麻衣子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０５号
東京都台東区小島１丁目８―１―301
債務者　高橋　一栄（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部